平成３０年１１月２０日

原賠法の今回の見直しについて

弁護士　河　合　弘　之

１．損害賠償措置額を１２００億円に据え置くことについて

損害賠償措置額は一次的責任主体である電力事業者が損害賠償義務の履行を確実にできるように定められている（原賠法第７条）。

したがって、物価の上昇、実際に起きた事故によって発生した損害額の算定など事情の変化によって逐次増額されてきた。現在の１２００億円という金額は、平成１１年のＪＣＯ事故の経験等を踏まえ、平成２１年に６００億円から倍増されたものである。一事故につき１２００億円を用意しておけば大体カバーできるという認識があった。そして、万一、それをオーバーしたときは例外的に国が同法１６条により資金支援するというたてつけになっている。ところが、東京電力福島第一原発事故（以下ふくいち事故という）では、損害賠償既払額は、すでに８．６兆円となっている（東京電力のホームページによる）。同法第６条は原子力損害の賠償責任者は電力事業者だから、予想される原子力損害を賠償できる体制をとっておかなければ原発を運転してはならないとする。

したがって、賠償措置額は、ふくいち事故によって現実に発生した８．６兆円という金額にあわせることが当然であり、損害賠償措置額は少なくとも８．６兆円とすべきである。我々はふくいち事故に学ばなければならない。

賠償措置額を１２００億円に据え置くと現実にふくいち事故で発生した既払金額８．６兆円の１．４％しか電力事業者は用意しなくてよいことになる。これは、９８．６％（０．１２兆円／８．６兆円）≒９９％は国が面倒を見ると言っているのと同じである。これは、原賠法の基本精神（事故の損害賠償責任は電力事業者に負わせる。国の支援は例外的とする）に反する。資本主義経済、自由主義経済の大原則「自己責任原則」に明らかに反する。原則と例外を逆にしてしまうのである。このようなことにするとモラルハザードが必ず起きる。「事故を起こしても国が面倒を見てくれる。それなら安全対策はなるべく低コストで最低限でいこう」と。よって、賠償措置額は少なくとも８．６兆円にすべきである。

・　以上の論については、「それでは保険料、補償料が高くなりすぎて原発が採算に合わなくなる」との反論が考えられる。しかし、我が国の憲法が定める資本主義経済、自由主義経済のもとでは、それもやむを得ないのであって、

電力事業者はその条件下で企業努力によって採算が合うようにすればよいのである。それができない電力事業者は原発を断念すればよいのである。国は電力会社に原発の運転を強制することはできないのだから（現に沖縄電力は原子力発電をしていない）。

・　また、「１２００億円に据え置いても最終的には国が面倒を見るので、被害者救済には支障がないから据え置いてもよいのだ」という主張があり得る。しかし、それは間違いである。国民の被害救済にのみ着目するなら「原子力損害については電力事業者も免責し、国が全て賠償する」と法律で定めればよいのである。しかし、それでは憲法が定める資本主義経済、自由主義経済の原則に反するから、原賠法は①被害者救済の確保②事業者の自己責任（事業を営む者はその事業によって発生する損害を賠償する責任を負う）を法の主眼としているのである。損害賠償措置額を１２００億円に据え置くことは電力会社に対して９９％の責任を免除してやるのと同義である。

・　これに対しては、「電力事業者は政府機関からの支援金については、返済しなければならないのだから自己責任を負っている」との反論があり得る。しかし、ふくいち事故後の東電救済立法を見ても、その返済は事実上の特別負担金によって長期的に薄く、長くされるようになっており、いわば「あるとき払いの催促なし」になっている。現に東電はその恩恵により、毎年の決算において巨大な利益を計上している。

　したがって、他電力会社も「事故を起こしても自己責任で倒産することはない」と考えている。これこそモラルハザードである。見直し立法担当者は福島原発事故に学ぶことを忘れている。

・　立法担当事務局は以下のように言う。

①損害賠償措置額を高くすると保険会社の損害保険を引き受ける意欲、能力に問題が出るという。そうだとすれば、資本主義的に合理的な確率計算を本旨とする損害保険の物差しに合わないということであるからやむを得ない。

②総括原価方式の見直しなど事業環境の変化があるので、１２００億円据え置きもやむを得ないという。しかし、事業環境が変化しようと、原発重大事故によって８．６兆円以上の損害賠償債務の発生が強く予想される（ふくいち事故と同等以上）ことには変わりはないから、理由にならない。

③新規制基準により、事故発生確率が減少したのだから１２００億円で据え置いてもよいという。しかし、それはあまりに定性的な話であって科学的ではない。新規制基準によって従来より何％重大事故確率が低下したから措置額は何％低くしてよいというのであろうか。１２００億円を

増額するか否かという定量的な問題を論ずる場合、理由は定量的でなければならない。しかも、田中俊一前原子力規制委員会委員長は「適合性審査に合格したからといって安全とは申し上げない」と数回明言している。

２．原賠ＡＤＲの改善について

事務当局の「案」は原賠ＡＤＲが良く機能しているので改善の必要はないと言っているが間違いである。

私は、飯舘村の村民約６０００人の約半分の凡そ３０００人の住民のＡＤＲの代理人をしているが、初期被曝慰謝料、１５万円～５０万円というＡＤＲ側からの和解案を東電は拒否した。また、浪江町の１．５万人の避難慰謝料月５万円増額も拒否され、今月末に訴訟提起となる。ＡＤＲパネル側は「東電が受諾する見込みのない和解案は出せない」と弱腰であり、東電はそれにつけ込んで賠償金の出し渋りをするようになっている。これでは被害者の泣き寝入りが増えるばかりである。それを解決するには「パネルの和解案は東電に対し、強制力を持つ」（一定期間内に訴訟を提起しないのであれば和解案に服する）という法改正をすべきである。

３．原発メーカーの免責について

原賠法のこの規定は廃止すべきである。この規定のせいで、ふくいち事故におけるメーカーＧＥと東芝の行動は極めて無責任であり、他人事のようであった。今や「メーカーを免責して原発製造に邁進させる」という立法理由は消滅したのだから、資本主義の原則に戻って、メーカーにも事故の責任を負わせるべきである。なお、賠償責任を電力事業者に絞ることにより、損害賠償請求の相手方が明確になるから被害者救済に役立つというのは詭弁である。被害者からすれば、電力事業者、メーカー、建設業者をまとめて共同不法行為で訴える方がずっと確率、回収額においてプラスである。

４．原発重大事故を起こした電力会社に最後まで責任をとらせ且つ停電を起こさせない方法

これは簡単である。その電力会社の電力事業を他の電力会社に譲渡させ、残った旧会社は「原子力損害賠償債務がある限り破産、民事再生、会社更生等の手続を取ってはならない」という立法をし、その会社に対して国が資金援助をすればよいのである。そうすれば、電力供給につき不安はなくなるし、被害者救済にも不安はなくなる。

以上